

全国厚生労働関係部局長会議資料 (厚生分科会)

平成22年1月14日(木)
社会・援護局

目 次

	頁
I 社会関係	
1. 当面の生活困窮者支援	1
2. 生活保護制度の22年度の運営	12
3. 地域生活定着支援センター及びひきこもり地域支援センターの整備	18
4. 消費生活協同組合の監督	23
5. 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れ	25
6. 災害救助	30
7. 独立行政法人福祉医療機構	33
II 援護関係	39

1 当面の生活困窮者支援

(1) 緊急雇用対策及び緊急経済対策の概要

緊急雇用対策

(H21.10.23緊急雇用対策本部決定)

1. 緊急的な支援措置
＜貧困・困窮者支援＞
 - 実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化
 - ・「ワンストップ・サービス・デイ」の開催
 - ・年末年始の生活総合相談
(年末年始の生活や居住場所の確保等の支援 等)
 - 「きめ細かな支援策」の展開
 - ・「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化
(「住宅手当」「つなぎ資金貸付」「総合支援資金貸付」の適正な運用の徹底 等)
 - ・生活保護制度の運用改善
(一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援)
2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進
＜介護雇用創造＞
 - 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム
 - ・働きながら資格取得(介護福祉士、ホームヘルパー2級)ができるよう支援するプログラム創設 等

明日の安心と成長のための緊急経済対策

(H21.12.8閣議決定)

1. 雇用
＜緊急対応＞
 - 実効ある貧困・困窮者支援(「第2のセーフティネット」)の確立
 - ・「ワンストップ・サービス・デイ」の試行実施を踏まえた展開
 - ・「住まい対策」の拡充
(「住宅手当」や、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援)

※H21年度第2次補正予算(案)額

- ・「住まい対策」の拡充 … 700億円
- ・生活保護費等負担金 … 1,286億円

等

(2) 緊急経済対策における「住まい対策の拡充」について

平成21年度補正予算(案)額:700億円

②

緊急雇用創出事業臨時特例交付金

いずれの事業も補助率
国10/10

①
都道府県で
基金の積み増し

(ア) 住宅手当緊急特別措置事業

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に住宅手当を支給

【要件】 離職後2年以内であって、常用就職等の意欲のある者（収入、預貯金が一定額以下）

【支給】 上限額は、地域ごとに設定。支給期間は、最長6ヶ月（更に3ヶ月の支給延長可能）

※平成21年度中に、利用者にとって使いやすい制度にするために、収入要件の緩和等の運用改善を図る。

(イ) ホームレス対策事業

ホームレス等の自立を支援するため、次の取組を実施

○ホームレス緊急一時宿泊事業（既存建築物の借り上げにより、緊急一時的な宿泊場所の提供等）

○ホームレス総合相談推進事業（巡回相談活動等の実施）

○ホームレス自立支援事業（自立支援センターにおける生活指導、職業相談等の実施） 等

(ウ) 公営住宅の間仕切り設備の工事費補助

離職によって住居を喪失した者（主として単身世帯）に対し、いち早く安価で安定した住居を提供するため、地方自治体が公営住宅（複数世帯）の空き家之間仕切り工事を行い、居住場所を確保

〈具体的なイメージ〉

自治体が公営住宅の各部屋ごとにドア、鍵等を設置したり、部屋と部屋の間にパーテーション等により間仕切りを行う費用を補助

(オ) 生活福祉資金貸付事業における市町村社協の相談体制の充実を含む。

(エ) 就労支援事業の強化等

福祉事務所に就労支援員を増配置するなど福祉事務所等の離職者に対する支援体制を充実

基金で事業を実施するため、
1 年度が替わっても切れ目のない事業実施が可能
2 ニーズに応じて、迅速な事業実施が可能（国の交付決定不要）

① 緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金との関係

○ 現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、都道府県に造成されている「緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金」の拡充を図るとともに、新たに対象事業を追加し、「住まい対策」の拡充を図る。

【主な対象事業メニュー】

① 住宅手当
緊急特別
措置事業

② ホームレス
対策事業

③ 公営住宅の間
仕切り設備の
工事費補助

④ 就労支援の
強化

予算額(案)
700億円

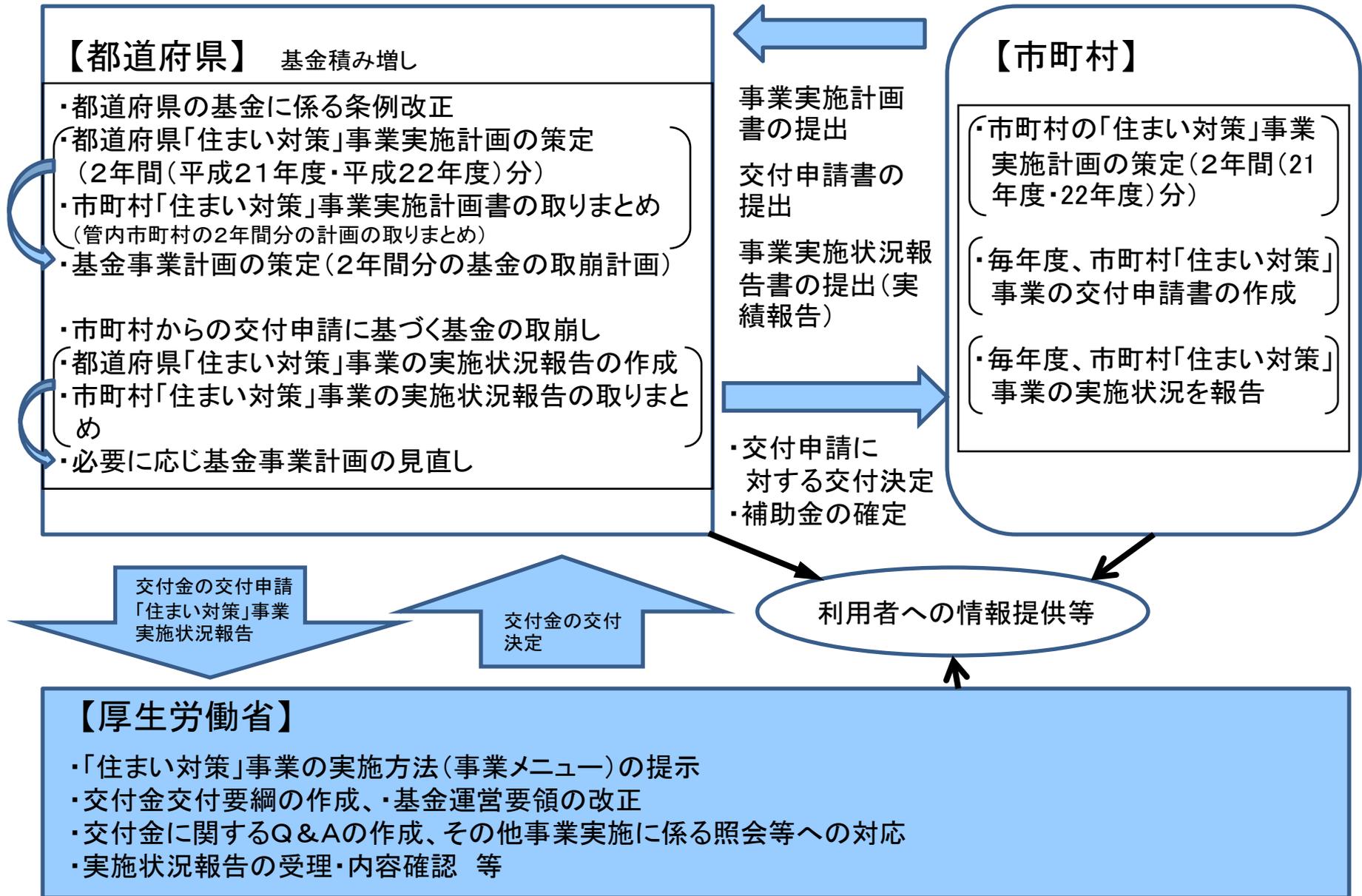


実施期間
21年度・22年度

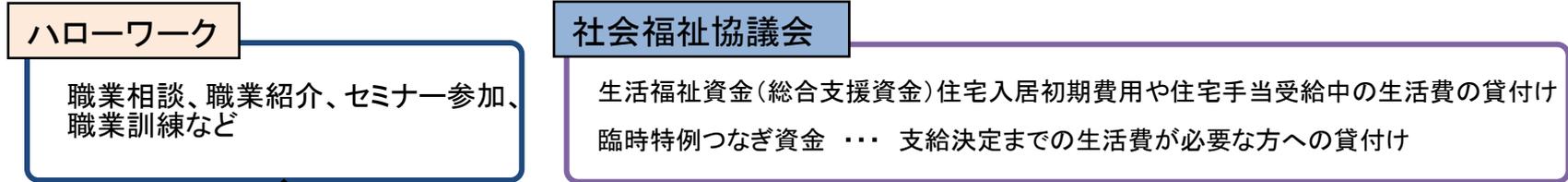
対象事業の追加
「住まい対策」の拡充

緊急雇用創出事業臨時特例交付金に
基づく基金(都道府県に造成)

② 緊急雇用創出事業臨時特例交付金の実施に係る事務の流れ(案)



(ア) 住宅手当緊急特別措置事業について



就職活動

住宅手当緊急特別措置事業

申請・貸付

【概要】

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に住宅手当を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による再就職支援を行うことにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。(実施主体：都道府県、指定都市、中核市、その他市区町村(町村は福祉事務所を配置している町村に限る))

【要件】(主なもの)

- 離職後2年以内の者
- 就労活動、常用就職の意欲のある者
- 収入、預貯金が一定額以下の者 など

【住宅手当の支給】

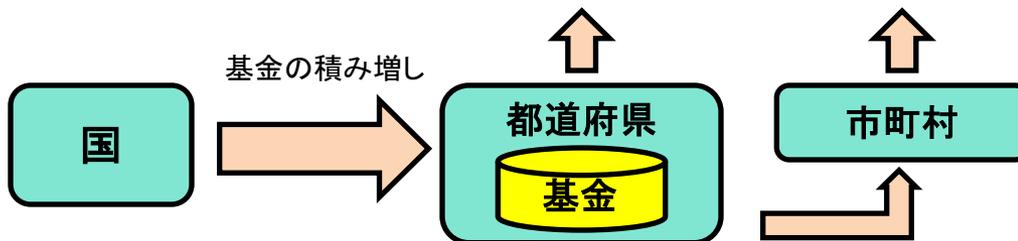
- 支給期間は最長6月間
- 上限額は地域ごとに設定
- 家賃は家主等への代理納付
- 一定の条件の下、3月間の延長措置を可能とする。

【就労支援】

- 住宅確保・就労支援員を配置し、就職活動支援を実施。
- 住宅確保・就労支援員を2倍に増配置(1,250名→2,500名)

離職者

再就職



※ 赤字は基金化に伴い新たに改善を図ったもの

(イ) ホームレス対策事業について

現下の経済雇用状況に応じた事業の実施

経済雇用情勢の変化等により、今後、ホームレス、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方々が増加することも考えられるところ。



各自治体におけるホームレス数の状況等について、常に直近の状況を把握することに努めるとともに、ホームレス対策実施自治体はもとより、ホームレス対策未実施自治体においても、積極的にホームレス対策事業を実施されるようお願いしたい。(平成20年度実施自治体 33自治体 →平成21年度実施自治体 50自治体)

地域の状況に応じた柔軟な対応

ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)については、空き旅館、社員寮等の借り上げによる緊急一時宿泊施設の設置を可能としているので、地域の実情を踏まえ、積極的な事業の実施を図られるよう、お願いしたい。(平成20年度実施自治体 3自治体 → 平成21年実施自治体 28自治体(平成21年10月末時点、国庫補助協議分))

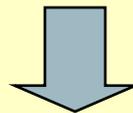
ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)については、施策の効果を継続的に把握するために、毎年実施することとしており、引き続き、御協力をお願いしたい。

なお、平成15年調査と平成21年調査のホームレス数を比較すると、ホームレス対策を実施している自治体と実施していない自治体では、その減少率に大きな差がある(実施自治体:42%減、未実施自治体:8%減)。

対策**実施**自治体

H15.1調査 21,887人 → H21.1調査12,631人



対策**未実施**自治体

H15.1調査 3,409人 → H21.1調査3,128人

ホームレス対策事業の実施を積極的に御検討いただくよう、お願いしたい。

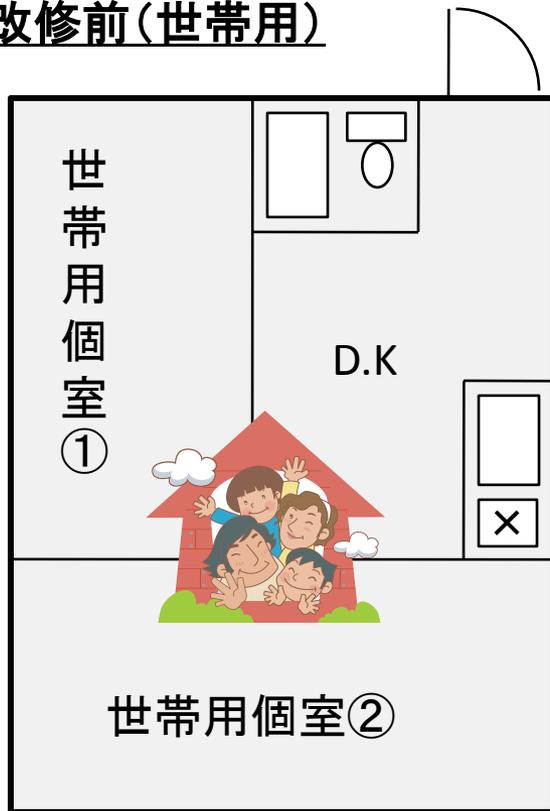
(ウ) 公営住宅の間仕切り設備の工事費補助について

【概要】

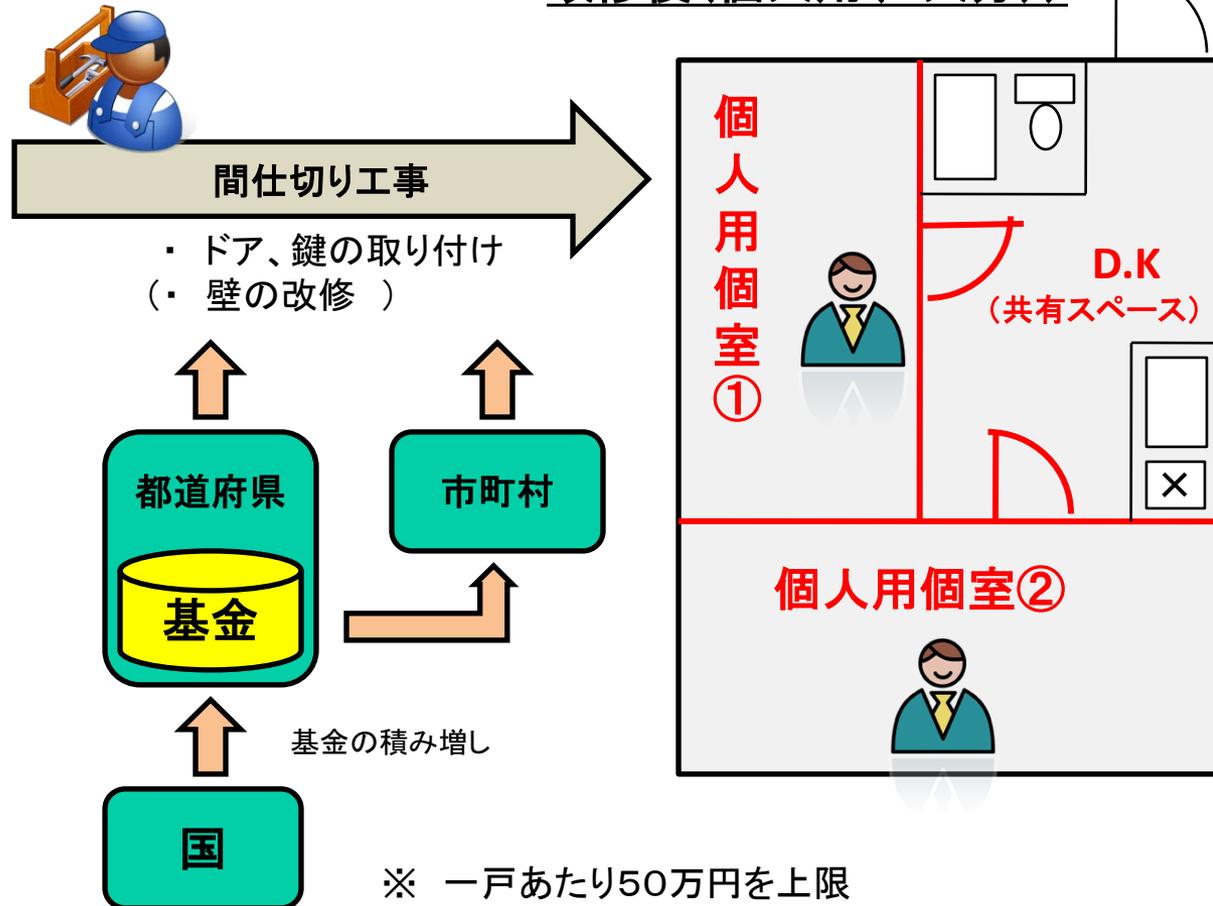
離職によって住居を喪失した者(主として単身世帯)に対し、いち早く安価で安定した住居を提供するため、地方自治体が公営住宅(複数世帯)の空き家に間仕切り工事を行い、その工事費について、補助を行う(補助率:国10/10)。

<例>

改修前(世帯用)



改修後(個人用(2人分))



※ 一戸あたり50万円を上限

(エ) 就労支援事業の強化について

【目的】 生活保護及び住宅手当受給者に対し、就労支援員の増員を行うことによる支援の強化を行うことを通じて、早期の就労及び自立を促す。

【概要】 就労支援事業、就労意欲喚起等支援事業及び住宅手当緊急特別措置事業について、就労支援員及び住宅確保・就労支援員を増配置するなど、就労支援体制を強化することを通じて、就労活動を行う方に対し、これまで以上に密度の高い支援を行う。

就労支援の枠組み

生活保護受給者向け
(550名→3,050名)

就労支援事業

- 就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、福祉事務所に増配置された就労支援員が就労支援を実施。

(支援例)

- ・公共職業安定所への同行訪問
- ・履歴書の書き方支援
- ・面接の受け方支援
- ・求人情報の提供
- ・関係機関との連絡調整
- ・就職活動状況の確認

就労意欲喚起等支援事業

- 就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの方に対し、就労意欲の喚起を図る。

(支援例)

- ・就労意欲喚起のためのカウンセリング
- ・生活能力(一般常識)向上のための訓練
- ・就職能力(パソコン操作等)向上のための訓練
- ・離職防止支援

住宅手当受給者向け
(1,250名→2,500名)

住宅手当緊急特別措置事業 における就労支援

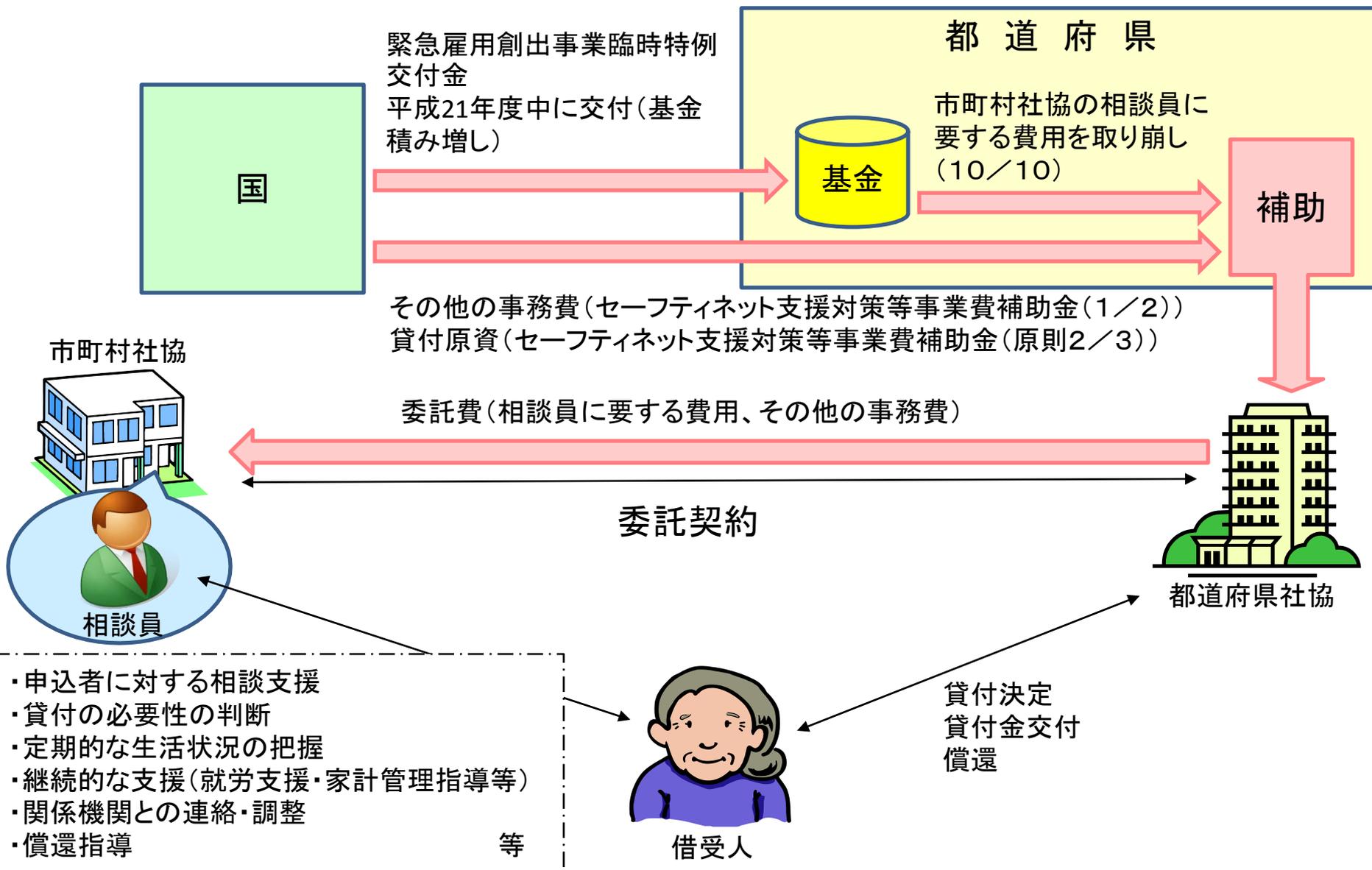
- 住居を失った方であって、就労意欲のある離職者に対し住居を確保し、就労支援を図る。

(支援例)

- ・住宅の確保のための支援
- ・公共職業安定所への同行訪問
- ・求人情報の提供
- ・関係機関との連絡調整
- ・就職活動状況の確認
- ・面接を通じたアドバイス
- ・収入増のための支援

(オ) 生活福祉資金貸付事業における相談支援体制の充実について

平成21年度補正予算(案)において、市町村社協の相談員に要する経費(補助率:国10/10)を計上しているのを、積極的に活用し、市町村社協の相談支援体制の充実を図っていただきたい。



(3) 住宅手当・生活福祉資金貸付等の実績等

住宅手当支給決定件数(平成21年10月～11月)

住宅喪失者	喪失のおそれのある者	合計
479	3,980	4,459

生活福祉資金(総合支援資金)貸付決定件数(平成21年10月～11月)

貸付決定件数 (実人員数)	貸付決定件数		
	生活支援費	住宅入居費	一時生活再建費
3,336	2,998	561	700

※「貸付決定件数(実人員数)」は、同一の者が複数の資金費目の貸付を受ける場合があるため、各資金費目の合計件数と一致しない。

臨時特例つなぎ資金貸付決定件数(平成21年10月～11月)

貸付決定件数
1,201

2 生活保護制度の22年度の運営

(1) 自立支援の充実・強化について

自立支援プログラムの一層の推進

自立支援プログラムの更なる活用

- 平成22年度は、現下の情勢を踏まえ、就労支援の充実・強化をお願いする。
- 就労支援に関するプログラム及び債務整理に関するプログラム未策定の自治体は早急に整備して頂くよう、お願いする。

子どもの健全育成支援事業

- 子どもの生活習慣、進学に関する支援、引きこもり・不登校など子どもの健全育成のための事業として、平成21年7月より開始（現在、11の自治体で実施）。 ※ 北海道深川市、大阪府等で実施
- 貧困の再生産・子どもの貧困防止のため、未実施の自治体におかれては、積極的な活用をお願いしたい。

就労支援の一層の推進

生活保護受給者等就労支援事業

- 平成22年度も、ハローワークに配置される就労支援ナビゲーターを増員予定。
- 就労意欲・就労能力のある生活保護受給者が就労し、自立できるよう、より実効性ある形での活用をお願いする。

就労支援員を活用した自立支援の推進

- 平成22年度中に、全ての自治体に就労支援員を配置するようお願いする。 ※平成21年度第二次補正予算(案)
- 就労支援員を配置している自治体についても、さらなる増配置をお願いする。 において増員(550名→3,050名)

就労意欲喚起等支援事業

- これまで支援の対象になりにくかった特に就労意欲の低い者等に対する事業として、平成21年度より開始（現在、14の自治体で実施）。 ※ 北海道釧路市、大阪市、旭川市等で実施
- よりきめ細かい自立支援、就労支援が特に重要であり、未実施の自治体におかれては、積極的な活用をお願いしたい。

(2) 平成22年度生活保護基準について

1 子ども手当の施行に伴う対応

- 子ども手当・・・中学校修了までの児童を対象に、児童手当と併せて月額1万3千円を支給(予定)。

➡ 子ども手当の支給にあわせて、生活保護制度上は、同手当を収入認定した上で、子ども手当の効果が被保護世帯にも満額及ぶよう、児童養育加算の改定を行う(予定)。

2 平成22年度生活扶助基準

ア 母子加算の支給

母子加算は、平成21年12月より復活。

➡ 平成22年度においても、引き続き支給。(月額23,260円(子一人、居宅【1級地】))

イ 平成22年度生活扶助一般基準

平成22年度は据え置き。

3 公立高校の授業料無償化等に伴う対応

- 公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金(私立高校生について、教育費負担を軽減するための就学支援金(被保護世帯は年額約24万円)を支給する制度の導入(予定)。

➡ 公立高校の授業料無償化等にあわせて、高等学校等就学費の授業料を削除するなど、所要の改定を行う(予定)。

4 その他

- その他の扶助については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施。

(3) 漏給防止・濫給防止対策の推進等について ①

無料低額宿泊施設等に対する対応について

当面の対応

- 法的位置付けのない施設及び無料低額宿泊施設の調査結果の公表(平成21年10月)
- 調査結果を踏まえ、自治体に対し、改善指導する通知の発出
(平成21年10月20日社援保発1020第1号保護課長通知)

①訪問調査の徹底及び劣悪な居住環境にある場合などの転居支援、②防火安全体制の確認の協力、③未届施設に対する届出等の要請及び関係部局との連携、④生活保護費の適正な交付、⑤無料低額宿泊施設の収支状況の公開について

地方自治体に対し、改善指導の状況をフォローアップ (平成21年11月～12月)

今後のさらなる対応の検討

1 法規制の是非も含めた無料低額宿泊施設等に関するさらなる見直し

省内検討チームを設置(平成21年10月)し、元入居者、支援者、事業者、及び地方自治体の方々など関係者の意見を聴取し、多角的に検討。
→ 対応可能なものから随時速やかに実施

2 必要な予算の確保

- ・ 優良な無料低額宿泊施設に対する(財政支援)
- ・ 専門職員による無料低額宿泊施設に対する巡回相談・指導

平成22年度予算(案)に計上。

平成21年度第二次補正予算(案)に計上。

(3) 漏給防止・濫給防止対策の推進等について ②

他法他施策の優先適用について(医療扶助・介護扶助)

1. 基本的考え方

生活保護法の決定実施にあたっては、「補足性の原理」により、他法他施策の優先が前提。

2. 現在の事務の実施状況

会計検査院の实地検査により、いくつかの実施機関において、他法他施策、特に障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）や自立支援給付（介護給付費）との関係について、自立支援給付を適用すべきなのに適用されていない事例が見受けられた。

3. 今後の対応

(医療扶助)

被保護者の病名確認を的確に行い、自立支援給付の適用可能性がある者に対しては、遅滞なく適用に向けた申請指導を行うとともに、当該申請結果について本人からの聴取、障害担当課からの結果通知等により適切に把握するよう管内実施機関に対し指導を徹底されたい。

※ 必要に応じ、地方厚生局による指導等も検討

(介護扶助)

介護扶助受給者の心身の状態等を把握し、当該介護扶助受給者に係る居宅サービス計画等のサービス給付の内容把握を行った上で、障害者手帳等の取得の可否や自立支援給付の適用についての検討を行い、適切な事務を行うよう指導を徹底されたい。

(3) 漏給防止・濫給防止対策の推進等について ③

診療報酬明細書(レセプト)点検の充実・強化

- 医療扶助の適正化対策として、全てのレセプトについて点検を実施し、これまでの取組では点検効果が不十分と考えられる場合には、適宜点検方法の見直し、実効性ある形に改める(外部委託等)など積極的な取組をお願いします。
- 特に、内容点検のみならず、同時に自立支援医療等の他法他施策の適用可能性についても点検を行っていただくなど、効果的かつ効率的な点検をお願いしたい。

福祉事務所の体制整備

1 生活保護業務データシステムについて

- 平成22年4月より一部運用開始予定。

➡ 各自治体においては、順次生活保護システムの改修等を行い、平成22年度中に運用を開始するよう計画的な導入・整備をお願いしたい。

2 医療扶助レセプトの電子化について

- 厚生労働省としては、平成21年度に医療扶助レセプトの画像化等を行うソフトウェアを開発し、平成22年度当初に各実施機関に配布予定。

➡ 各実施機関においても、平成22年度末までに電子レセプトの受領体制整備が必要。

※ 電子レセプトを受領するための専用パソコン等設備を導入する際の費用については、平成22年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金にて補助対象予定。

3 地域生活定着支援センター及び ひきこもり地域支援センターの整備

(1) 地域生活定着支援センターの整備について (矯正施設退所者の地域生活定着支援事業)

平成18年の法務省特別調査等によると

- 高齢又は障害の問題を抱え、自立が困難であるにもかかわらず、親族等の受入先のない満期釈放者は年間約1,000人。
- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は、64歳以下の年齢層に比べて高い。
- 知的障害又はその疑いがある調査対象受刑者410人のうち、療育手帳所持者は26人。

地域生活定着支援事業の実施

- 平成21年度から、「地域生活定着支援事業」を実施。高齢又は障害により自立困難な矯正施設退所者について、福祉サービスにつなげるための事前準備等を行う「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備することとしている。
- 矯正施設及び退所者の帰住地は全国に分布するため、同センターがその役割を果たすためには、全国的なネットワークを築く必要がある。未設置の都道府県におかれては、同センターの設置について、積極的な御検討をお願いしたい。

※ 補助率は定額(10/10相当)

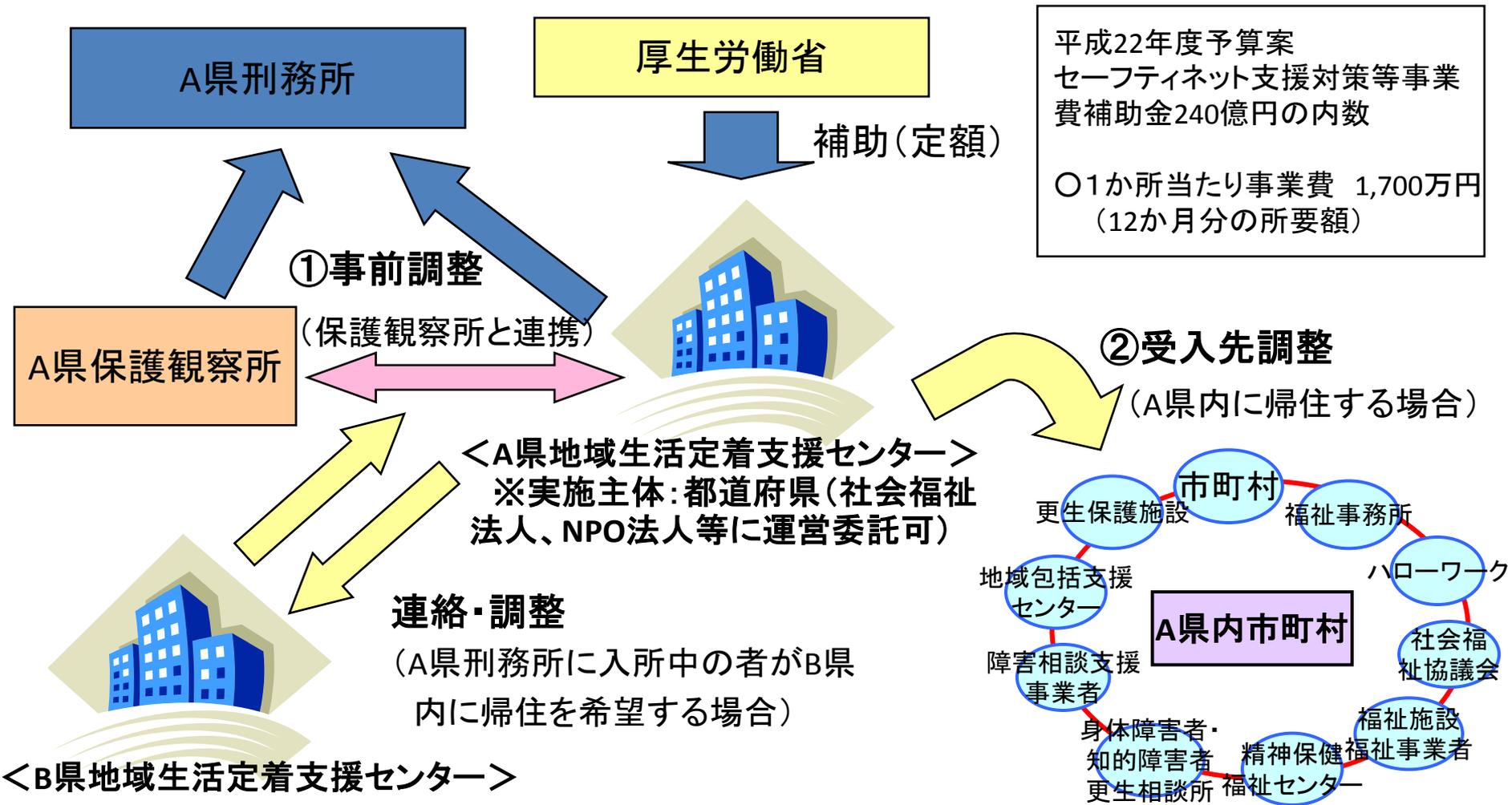
センター整備状況

- 開設済み 7県 (平成21年末現在)
- 平成21年度内に開設予定 4県
- 平成22年度当初予算に計上を検討中 29都道府県(平成21年12月現在アンケート結果)

地域生活定着支援センターの概要

矯正施設退所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、**地域生活定着支援センターを、各都道府県に設置する。**

地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う役割(矯正施設所在地において果たす役割)と、②退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う役割(帰住予定地において果たす役割)の2つの役割を併せ持つ。



(2) ひきこもり地域支援センターの整備について (ひきこもり対策推進事業)

課題

「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査 等より

- ・ひきこもりに特化した相談窓口がないため、ひきこもり本人又は家族が相談に十分に結びついていないのではないか。
- ・ひきこもりの支援は長期間に及ぶことから、各段階に応じた対応が必要となるが、各関係機関のネットワークが十分でないのではないか。
- ・ひきこもり各関係機関における専門職員の知識や支援技術が十分でないのではないか。
- ・ひきこもり本人又は家族に必要な情報が届いていないのではないか。

といった問題が提起されている。

ひきこもり対策推進事業の実施

児童期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援

- 平成21年度から、「ひきこもり対策推進事業」を実施。各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備することにより、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取組を推進することとしている。
- 未設置の道府県・指定都市におかれては、同センターの設置について、積極的な御検討をお願いしたい。
※ 補助率は1/2

センター整備状況

- 開設済み 17都道府県市(平成21年末現在)
- 平成21年度内に開設予定 1市
- 平成22年度中開設予定 10県市
- その他、自治体単独のひきこもり専用相談窓口 7県市で設置
※ 平成21年10月アンケート結果

ひきこもり地域支援センターの概要

平成22年度予算案 セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数
(1か所当たり事業費700万円(補助額350万円))

都道府県・指定都市に自立支援対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」を設置し、
①第一次相談機能としての役割を担う。②各関係機関のネットワークの連携強化を図る。③地域のひきこもり対策
にとって必要な情報を広く提供する。

ひきこもり地域支援センターには、「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を
配置し、以下の事業を実施。

①第1次相談窓口としての機能

ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、
医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

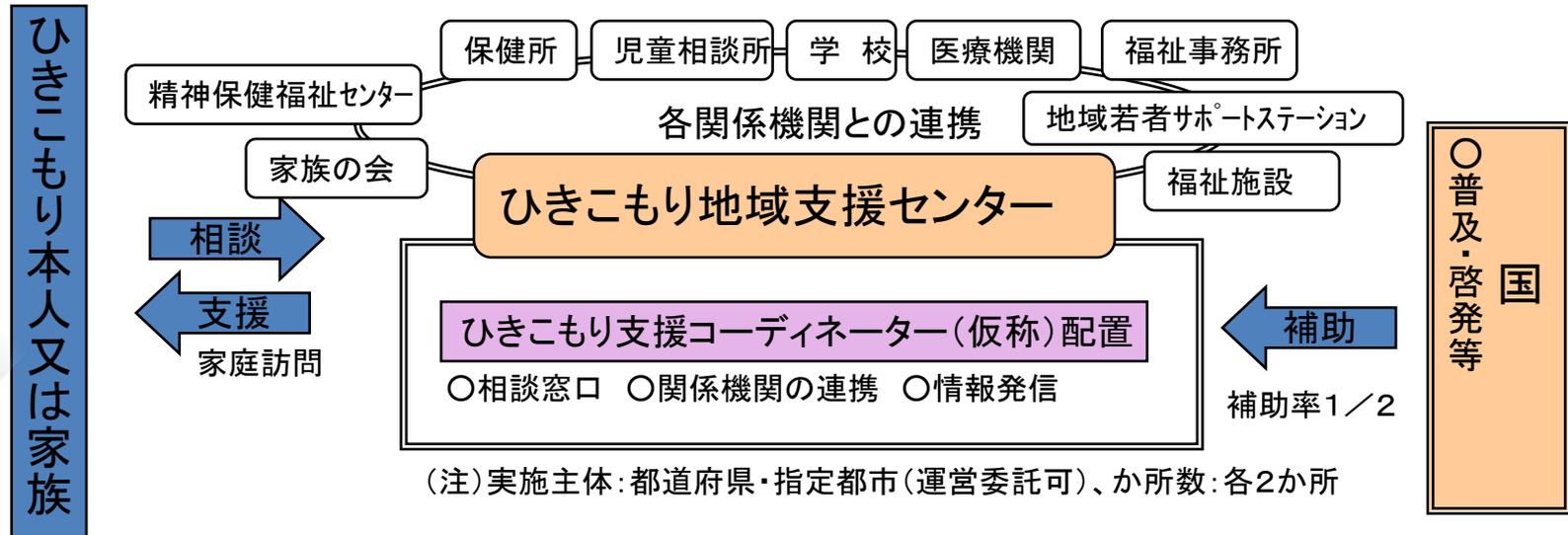
②他の関係機関との連携

対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各
機関間で恒常的な連携を図る。

③情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに
係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

ひきこもり地域支援センターの概念図



4 消費生活協同組合の監督

4. 消費生活協同組合の監督（共済事業における規制の対応）

生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、組合の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準（共済金等の支払能力の充実の状況が適切であるかどうかの基準）の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。

今後のスケジュール

【健全性の基準】

- ・ 平成22年1月中目途 厚生労働省の健全性の基準及び支払余力比率の計算方法に係る省令及び告示の公布
- ・ 平成22年3月期末決算から 支払余力比率の算出
- ・ 平成24年3月期末決算（※）から 参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・ 平成25年3月期末決算（※）から 早期是正措置の指標として適用

【最低出資金規制・兼業規制】

- ・ 平成25年4月から適用

（※）導入時期は十分な周知期間及び必要な準備期間を設ける観点から経済動向等も見極めつつ、上記のスケジュールとすることを基本としている。

- ① 健全性の基準については、平成22年3月期決算に向けて、厚生労働省が定める所管組合に対する健全性の基準を参考として、都道府県としての当該基準を定める必要。
- ② 所管組合に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう適切な指導・監督を行う必要。

5 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れ

外国人介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の概要等

外国人介護福祉士の日本語習得を支援するため、22年度予算案において、以下の事業を実施するために必要な経費を盛り込んだところ。

各自治体におかれては、管内の受入施設に対して、積極的な周知を行うとともに、事業の活用促進をお願いしたい。

1. 受入施設が行う日本語研修に対する助成（受入施設日本語習得支援事業）

受入施設における継続的な日本語研修（日本語講師の受入施設への派遣、日本語学校や養成校への通学等）に係る経費を支援

補助率：定額（10/10）

候補者1人当たり年間23.5万円以内（国1/2、施設1/2相当）

2. 日本語定期研修の実施（日本語定期研修事業）

集合研修で確認テストの実施、習得度の評価、個々の候補者に応じた適切な学習方針の提示。

また、研修期間中に確認された候補者ごとの日本語習得度や適切な学習方針については、受入施設にもフィードバックし、候補者及び受入施設が一体となって計画的に日本語習得できるよう支援。

※ EPAに関する様々な情報については、昨年10月より「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を実施しているところ。今後とも、適時情報提供を行っていくが、御不明な点等があれば、当局にお知らせ願いたい。

外国人介護福祉士候補者の受入れに関する当面のスケジュール

	インドネシア	フィリピン
1月		介護福祉士候補者の募集 (於：フィリピン(昨年12月から募集中))
2月	↓ 介護福祉士候補者の募集 (於：インドネシア)	↓ マッチング (受入希望施設一候補者)
3月		
4月	↓ マッチング (受入希望施設一候補者)	入国 日本語研修の開始(6か月間)
5月		
6月		
7月	日本語研修の開始(6か月間)	

※1 いずれも、現時点での予定であり、今後変更があり得る。また、フィリピンについては、就労コースのスケジュールを記載している。

※2 インドネシアについては、日本語研修の実施方法及び候補者の入国時期は未定。

※3 なお、日本側の受入施設の募集は、既に締め切られたところ。

経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ(概要)

- 1. 目的**
- ・日本と相手国の経済上の連携を強化する観点から、公的な枠組みで特例的に行うもの。(労働力不足への対応が目的ではない)
 - ・日本の介護施設で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格の取得を目指す。
- 2. 受入れ国**
- ・インドネシア共和国、フィリピン共和国
- 3. 人数枠**
- インドネシア: 22年度(3年目)は300人、フィリピン: 当初2年間で600人
※日本の労働市場に悪影響を及ぼさないよう上限を設定
- | |
|---|
| ・平成20年度実績: インドネシア人候補者104人 |
| ・平成21年度実績: インドネシア人候補者189人、フィリピン人候補者217人 |
- 4. 在留期間**
- ・資格取得前は最大4年間(年1回更新。なお、フィリピン就学コースの場合には養成校卒業までに必要な期間まで更新が可能。)、資格取得後は在留資格の更新回数の制限なし。
 - ・協定上定められた在留期間中に国家資格を取得できなかった者は帰国する。
 - ・滞在中の在留資格は「特定活動」。
- 5. 要件**
- ・候補者 …… 看護学校卒業者 又は 四大卒業者(インドネシアの場合には3年以上の高等教育機関卒業者)であり母国での介護士資格認定者
 - ・受入施設 …… ①定員30名以上の介護施設であること
②介護職員数(候補者を除く)が法令に基づく配置基準を満たすこと
③常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者であること
④候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと
⑤適切な研修体制を確保すること 等
(候補者・受入施設ともに就労コースの場合の要件)
- 6. その他**
- ・受入れの実務は、協定に基づく唯一の受入れ調整機関である(社)国際厚生事業団が行う。

平成21年度 経済連携協定 (EPA) に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて

- ・経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。(看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- ・外国人候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団 (JICWELS) が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者は外国人候補者のあっせんを依頼することはできない。

インドネシア

平成20年7月1日 協定発効

平成20年8月 第1陣208人(看護104人、介護104人)を受け入れた。

平成21年7月 インドネシアで4か月間の日本語研修を開始。

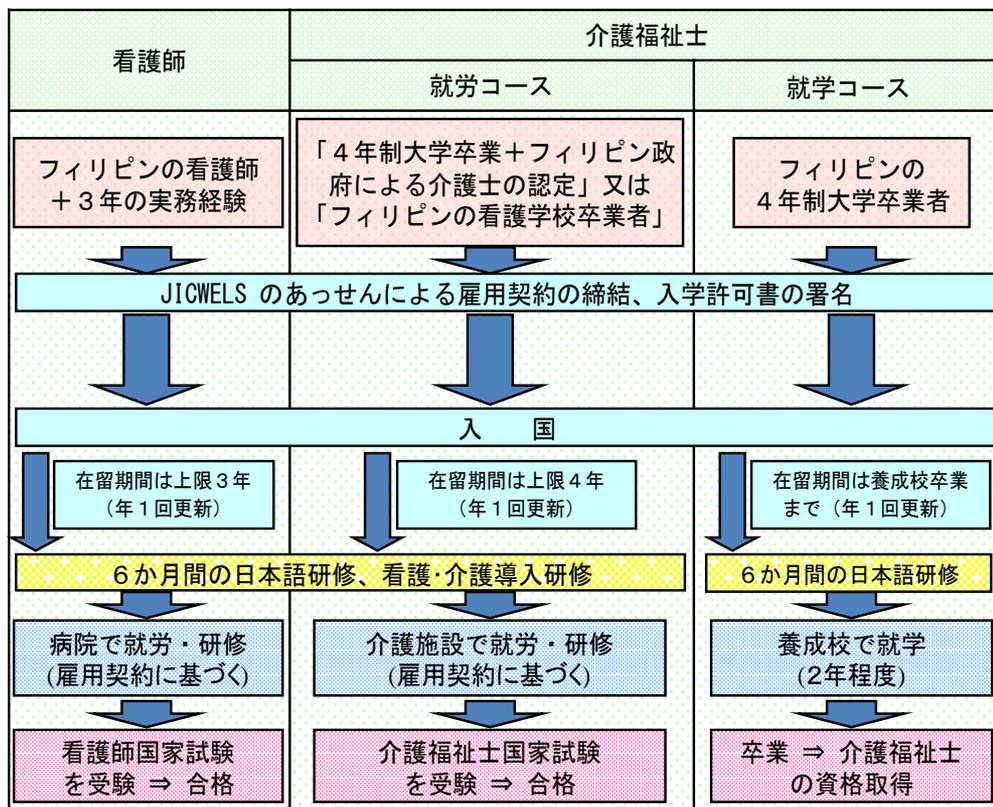
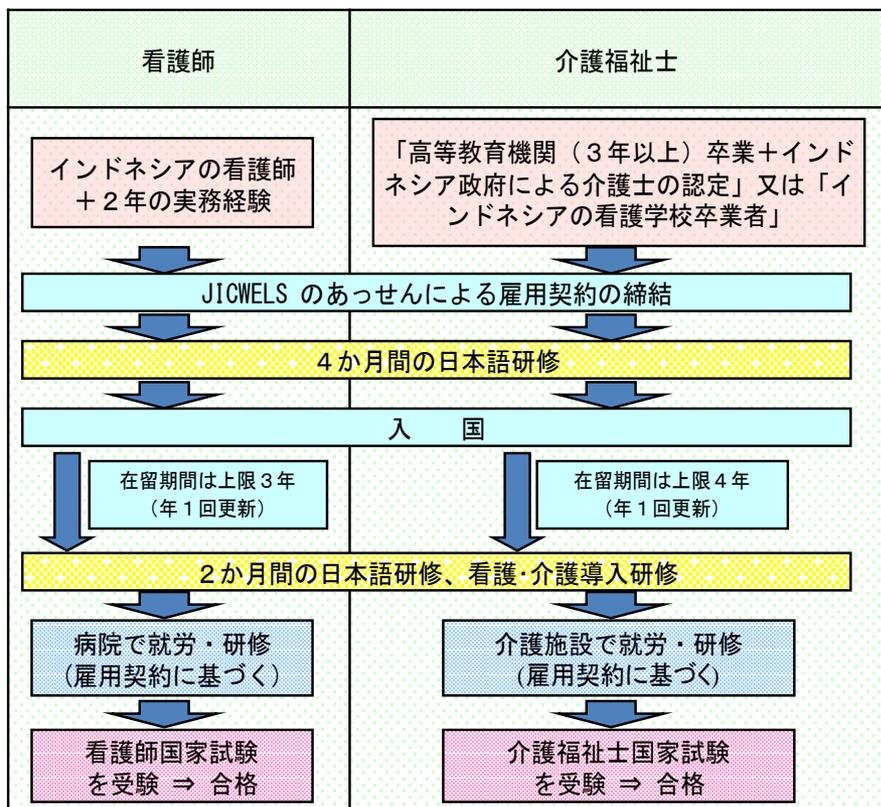
平成21年11月 第2陣361人(看護173人、介護188人)が入国し、2か月間の日本語研修を経て22年1月より就労開始予定。(この他、日本語研修免除者1名は10月に入国し、就労開始。)

フィリピン

平成20年12月11日 協定発効

平成21年5月 就労コースの候補者が入国、6か月間日本語研修を受講。10月より看護師候補者88人が就労開始。11月より介護福祉士候補者178人が就労開始(日本語研修免除者10人は6月より就労開始)。

平成21年9月 就学コースの介護福祉士候補者27人が入国し、6か月間の日本語研修を受講中。22年4月より就学開始予定。



※受入れ最大人数：当初2年で1000人(看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人)

※不合格者(資格を取得しなかった者)は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。(更新あり、上限なし)

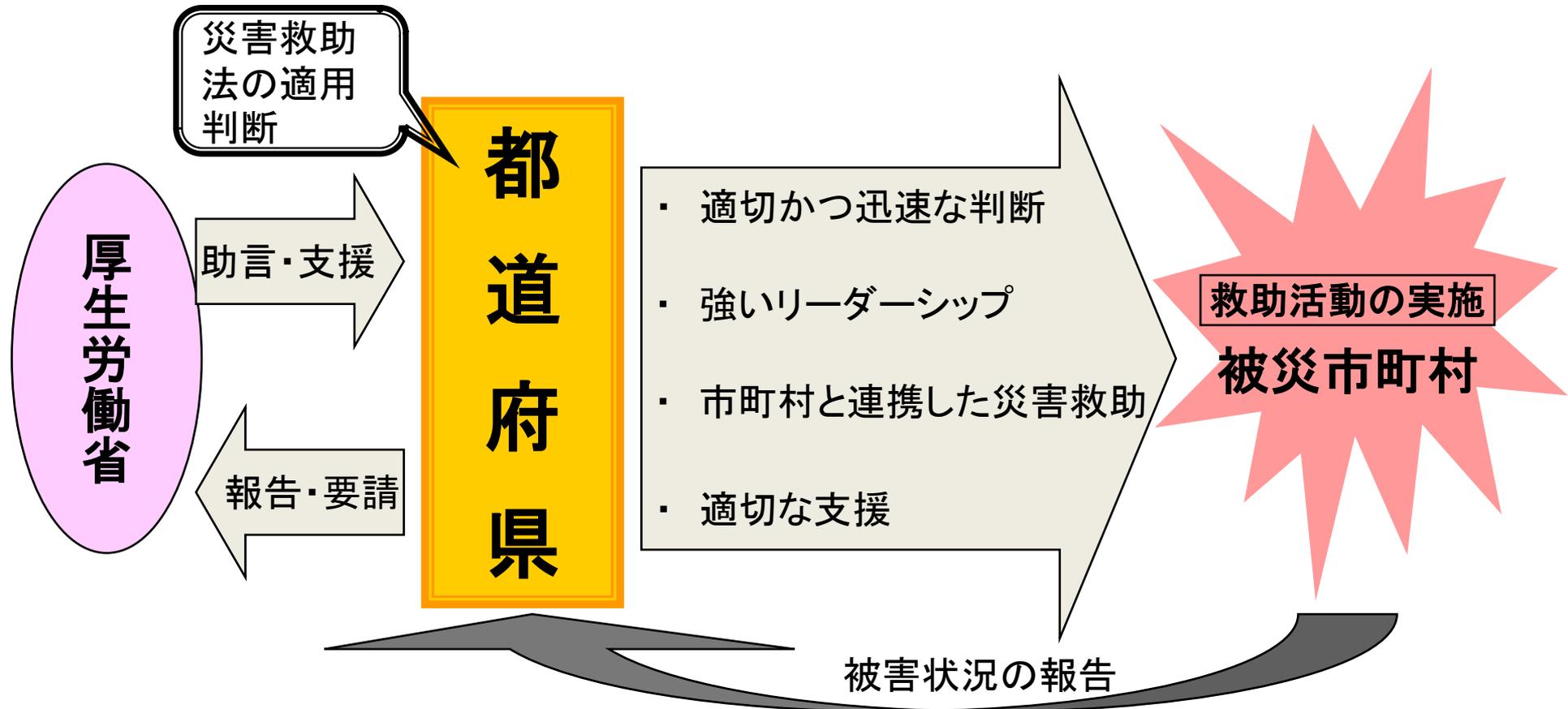
※受入れ最大人数：当初2年で1000人(看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人)

※不合格者(資格を取得しなかった者)は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。(更新あり、上限なし)

6 災 害 救 助

(1) 災害救助法の適用



- 災害救助法の適用判断にあたっては、被害住家の数が多数にのぼる場合だけでなく、多数の生命、身体に危害を受けるおそれがあり、例えば、
- ・ 洪水や土砂災害などにより避難勧告・避難指示等による継続的な救助
 - ・ 土砂災害や大雪などにより孤立した村落における救出や食品の給与 等
- が必要となる場合にも適用が可能であることから、迅速に判断されたい。

(2) 福祉避難所の事前指定・災害時における活用の促進

福祉避難所とは、要援護者(高齢者、障害者等)が安心して生活ができる体制を整備した避難所であり、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化されている老人福祉センター等の既存施設を利用して設置することができる。(一般の避難所の一室を利用して設置することも可。)

福祉避難所の事前指定の状況については、平成21年3月末現在、1カ所以上指定済の自治体割合が23.8%であり、指定数は5,257施設にとどまっている。できる限り事前指定を図るとともに、災害時の活用をお願いしたい。

事前準備

都道府県

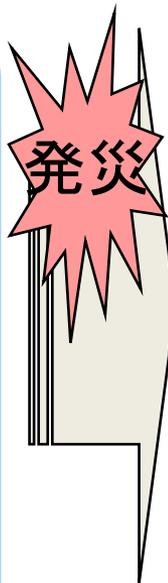
- 福祉避難所の普及啓発
- 広域的な調整
 - ・ 福祉避難所の量的確保支援、人材の確保支援等

市町村

- 対象者の把握
 - ・ 要援護者の避難支援プランの策定と連携
- 福祉避難所の指定(協定等締結)
- 地域住民への周知
- 運営体制の事前整備
 - ・ 物資・器材、人材、移送手段の確保
 - ・ 社会福祉施設、医療機関等との連携
- 運営訓練の実施等

等

連携



設置

都道府県

- 運営体制の活動支援、広域調整
 - ・ 人材、物資等の活動支援等

委任

市町村

- 福祉避難所の開設
 - ・ 介助員等の配置
 - ・ ポータブルトイレ、情報伝達機器等の設置
 - ・ 紙おむつ、その他消耗器材の確保等

財政支援

災害救助法(国庫負担対象)

- 通常の避難所経費に上記介助員の配置等の特別の配慮に要する経費を加算

7 独立行政法人福祉医療機構

社会福祉振興助成費補助金(仮称)概要案

※本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである

事業目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的とする。

補助金の規模・交付先

平成22年度予算額(案) : 3, 047百万円

交付先 : 独立行政法人福祉医療機構

助成対象事業

独立行政法人福祉医療機構は、次の事業を実施するものとする。

(1) 先進的・独創的活動支援事業

社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業、全国又は広域的な普及・波及を念頭に制度や施策を補完・充実させる事業

(2) 地域活動支援事業

社会福祉諸制度の谷間や制度外のニーズ、地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業

(3) 障害者スポーツ支援事業

スポーツを通じ、障害者の社会参加を推進する事業

助成対象事業者

社会福祉法人、一般社団又は財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉の推進に寄与する事業を行う法人又は団体

助成額

地域活動支援事業は、助成額上限を300万円とし、その他の活動は、上限を設定しない。
ただし、50万円に満たない事業は、助成の対象としない。

募集期間及び募集方法

募集期間、募集手続等の詳細は、別途お示しする予定であるが、おおよそのスケジュールは以下を想定しているところ。

【既に受付済み分（平成21年10月31日までに応募済みの事業）】

- ・ 助成事業の内定 平成22年4月上旬（22年度予算案が21年度内に成立した場合）

【新規・内容変更分】

- ・ 募集要領配付及び応募期間 平成22年6月中
- ・ 助成事業の内定 7月

その他

- (1) 長寿・子育て・障害者基金については、行政刷新会議における事業仕分けにおいて、基金を全額国庫に返納し、必要な事業は、毎年度予算措置とされたことを踏まえ、平成22年度から新たに補助金を創設することとした。
- (2) 長寿・子育て・障害者基金による助成金交付要望を既に提出されているものについては、社会福祉振興助成費補助金の助成要望があったものとみなして取り扱うこととする。
ただし、既に提出している助成金交付要望を取下げ、あるいは、要望内容を変更して社会福祉振興助成費補助金の助成申請を行うことは差し支えない。
- (3) 他の補助制度による補助対象となった場合は、社会福祉振興助成費補助金（仮称）の助成の対象とはならない。
なお、助成対象事業の分野横断的な取組、複合的な取組及び複数年助成の取扱いについては、現在検討中である。
- (4) 補助事業の採択は、外部有識者により構成する委員会で審議・決定するとともに、助成事業終了後、事後評価を行う。
- (5) 補助金適正化法を適用し、実績報告が遅延する事業は返還させることがある。

【先進的・独創的活動支援事業】

- ① 高齢者・障害者が主体的・積極的に活動することができるよう創意工夫を活かした場の提供等を図る事業
 - ・ 地域で生きがいをもって普通の暮らしをすることを支援する事業
 - ・ 高齢者等の健康保持事業の促進、団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業
 - ・ 認知症高齢者を地域で支え、受け入れていくための支援事業
 - ・ 高齢者・障害者の住環境問題に関する事業
- ② 貧困対策等社会的支援（福祉的支援）が必要な事業
 - ・ 生活保護のボーダーにある低所得者を支援する事業
 - ・ ホームレス、ネットカフェ難民等を支援する事業
 - ・ 発達障害・医療的ケアが必要など重度な状態にある者への支援
 - ・ 刑務所出所者への福祉的支援
 - ・ へき地等におけるサービス提供
- ③ 福祉・介護従事者の確保・育成に関する事業
 - ・ 福祉・介護分野に従事する者の資質の向上に関する事業
 - ・ 福祉・介護分野に従事する者の定着支援に関する事業
 - ・ 福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業
- ④ 地域や家庭における子育て支援に関する事業
 - ・ 子育て支援のネットワーク作りや安全・安心な子育て環境作りを支援する事業
 - ・ 児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援事業
 - ・ ひとり親家庭等への相談・就労等を支援する事業
 - ・ 青少年の非行防止・健全育成に関する事業
- ⑤ 高齢者・障害者の介護を担う家族を支援するための基盤の確保及びネットワーク整備を図る事業
 - ・ 介護知識の提供・介護技術の習得を支援する事業
 - ・ 地域で介護を担う家族の一時的な休息、見守り等を支援する事業
 - ・ 在宅で安心して生活できる環境をサポートするネットワーク事業

⑥ 高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業

- ・ 就労支援のための場の提供、ネットワークづくり等を支援する事業
- ・ 虐待・消費者被害等高齢者・障害者の権利擁護のため相談・支援する事業

⑦ 日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化研究開発に関する事業

⑧ その他全国又は広域的な普及・波及効果が期待できる事業

【地域活動支援事業】

① 上記の①～⑥に掲げる事業

② その他地域に密着したきめ細かな事業

【障害者スポーツ支援事業】

① 障害者スポーツの育成・強化に関する事業

- ・ 選手、競技団体、指導者等の育成・強化を図る事業
- ・ 競技力向上のための研究開発・調査研究事業

② スポーツを通じた障害者の社会参加を推進する事業

- ・ スポーツ大会等開催事業

③ その他障害者スポーツに関する事業

○福祉貸付事業（平成22年度予算（案））

① 貸付規模 資金交付額 2,487億円（うち福祉貸付 1,263億円）

② 福祉貸付事業に係る貸付条件の改善内容

1) ユニット型特別養護老人ホームの建築資金及び土地取得資金の償還期間及び据置期間の延長

- ・償還期間の延長（20年以内→25年以内）
- ・据置期間の延長（2年以内→3年以内）

2) 社会福祉法人に対する貸付けの場合の保証人徴求免除

保証人がいなくても貸付を行うことができる取扱いとする。ただし、貸付利率に一定の利率を上乗せするオンコスト方式とする。

3) 都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資

都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、現行の居室面積基準や職員配置基準等を緩和し、見守り機能を備えた軽費老人ホームを整備する場合においても、新たに融資の対象とする。

4) 整備促進特別対策事業で対象となる定期借地権の一時金に対する融資制度の創設（平成23年度まで）

都市部等での用地取得が困難な場合に、用地確保のために定期借地権を設定し、施設経営者が土地所有者に借地代の前払いとして一時金を支払った場合に要する費用について、土地取得資金の中で融資対象とする。

5) 児童デイサービス事業所及び療養介護事業所に係る貸付けの相手方の拡大

貸付の相手方に、一般社団法人及び一般財団法人を追加

6) 共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）に係る貸付金の種類の拡大

貸付金の種類に、経営資金を追加

7) アスベスト対策事業に係る優遇措置

- ・融資率の引き上げ（70%→75%、75%→80%）
- ・貸付利率の引き下げ（0.05%～0.4%引き下げる）

8 援 護 関 係

援 護 関 係

(予算概要)

- ・ 平成22年度援護関係予算案の概要

(連絡事項)

- ・ 戦後65周年に向けた取組
- ・ 遺骨収集等慰霊事業
- ・ 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達
- ・ 中国残留邦人等に対する支援策の実施
- ・ 旧ソ連抑留中死亡者資料の入手と遺族調査
- ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の時効失権防止
- ・ 昭和館・しょうけい館の入館促進

平成22年度援護関係予算案の概要

	21年度予算		22年度予算案
全体	49,750百万円	⚡	46,140百万円
援護年金	35,021百万円	→	31,132百万円
戦没者の遺骨収集等の推進	913百万円	→	1,266百万円
(1)遺骨収集等	587百万円	→	874百万円
(2)戦没者遺児による慰霊友好親善事業	308百万円	→	334百万円
(うち、洋上慰霊費)	(0百万円	→	154百万円)
中国残留邦人等の支援	11,113百万円	→	11,371百万円

戦後65周年に向けた取組

1. 全国戦没者追悼式に係る国費参列遺族数の拡大

- 全国戦没者追悼式に参列する遺族代表の旅費については国費で負担しているが、戦後65年を迎える平成22年度においては、国費で参列する遺族数を拡大予定。

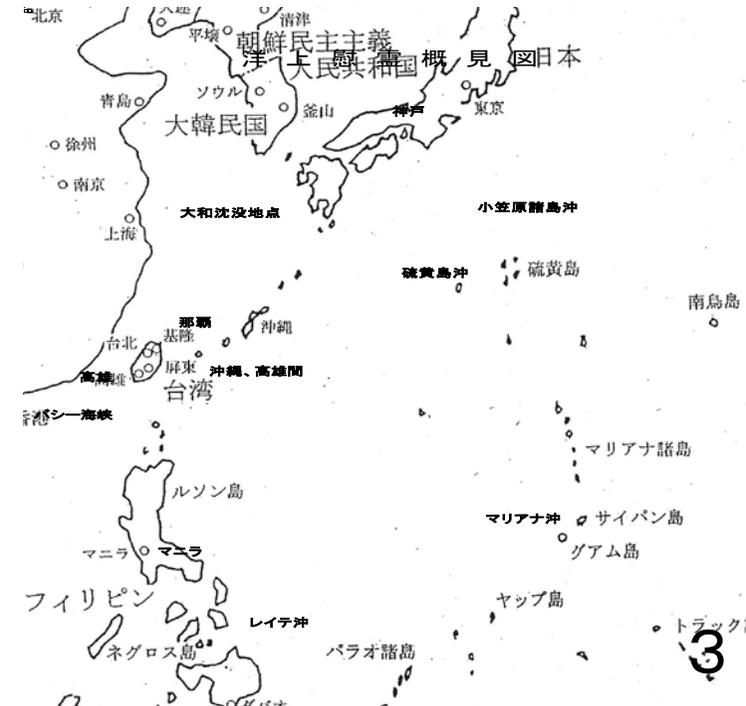
【平成21年度】
国費参列者 2,115名
1都道府県当り 45名



【平成22年度予算案】
国費参列者 2,350名
1都道府県当り 50名

2. 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

- 平成22年度は、戦後65周年及び本事業開始から20周年であることから、日本から船舶の借上げによる洋上慰霊を初めて実施予定。



遺骨収集等慰霊事業

(平成22年度の方針)

	遺骨収集	慰霊巡拝
南方地域等	<ul style="list-style-type: none">・ 寄せられた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら9地域において実施・ 確度の高い情報があれば、緊急的な派遣を実施	<ul style="list-style-type: none">・ 8地域について実施
旧ソ連	<ul style="list-style-type: none">・ 抑留中死亡者の遺骨収集をハバロフスク地方、沿海地方において実施	<ul style="list-style-type: none">・ ロシア連邦4地域について実施

(依頼事項)

遺骨情報が寄せられた場合の情報提供
慰霊巡拝参加遺族の推薦(2月中を目途に実施時期等を通知予定)

戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達

(現 状)

(DNA鑑定)

- 旧ソ連地域等から送還した遺骨につき、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。

(遺骨等の伝達)

- 遺族が居住する都道府県から伝達。

(依 頼 事 項)

(DNA鑑定)

- 平成21年度に収集した遺骨について、関係遺族へのDNA鑑定の案内を平成22年度内に送付予定。

(遺骨等の伝達)

- 都道府県職員による遺骨等の受領については、予算措置を行っているが、厚労省職員が都道府県までお持ちするなどの弾力的な対応も行う。
- 都道府県庁において記者発表される際は、遺族への伝達7日前までに厚労省に連絡願いたい。

中国残留邦人等に対する支援策の実施

1 中国残留邦人に対する支援策の実施について

(現 状)

平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域における生活支援等を柱とする新たな支援策を開始。

(依頼事項)

- きめ細やかな運用を図っていただきたい。
(懇切丁寧な窓口対応、日本語が話せない等の特別な事情を踏まえた制度の周知方法 等)
- 地域支援事業の未実施や支援・相談員が未配置の自治体においては、事業の実施や支援・相談員の配置をお願いしたい。

2 支援給付事務の監査について

(現 状)

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人に対する支援給付事務の監査を実施しており、平成22年度も実施予定。
- 平成21年度の監査については、問題の多かった事項など全般的な状況を取りまとめ、平成22年度早々にお知らせする予定。

(依頼事項)

- 監査資料の作成
- 管内の実施機関に対する実施調査 等

旧ソ連抑留中死亡者資料の入手と遺族調査

(現 状)

- 旧ソ連抑留中死亡者については、ロシア側資料と日本側資料との照合調査を行い、約3万2千人の死亡者を特定。
→特定できた者については、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、遺族にお知らせ。
- 抑留中死亡者約5万3千人のうち、特定ができていない約2万1千人(名簿が未提供の約1万2千人、ロシア側資料で情報不足の約9千人)の更なる調査・資料提供を要請中。

(依 頼 事 項)

- 平成21年12月より、ロシア国立軍事古文書館より約70万枚の抑留者登録カードを順次入手することとなっており、入手したカードから順に、翻訳、データベース化。



データベース化後、日本側資料との照合調査を行い、死亡者が特定できた場合は、これまでと同様に、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、遺族にお知らせしたいので、遺族の所在調査に協力願いたい。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の時効失権防止

(現 状)

- 平成21年4月1日から受付を開始した戦没者の遺族に対する特別弔慰金については、請求期間は3年間(平成24年4月2日まで)。



- 平成21年7月に厚労省から恩給等の失権者の遺族に個別案内を実施。

(依頼事項)

- 各都道府県において、恩給公務扶助料等失権者リストと、援護(国債)システムから出力した特別弔慰金既請求者とを突合するなどし、受給権者と思われる遺族で未請求の者に対し、制度案内を行っていただきたい。



- 各都道府県においても、自治体の広報紙等を活用した広報活動を行っていただきたい。

昭和館・しょうけい館の入館促進

昭和館

- ・戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えていくために、厚労省が開設した国立の施設（H11年3月）。
- ・常設展示室における実物資料の展示等、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行う。
- ・特別企画展を毎年開催。



昭和館HP <http://www.showakan.go.jp/>

しょうけい館

- ・戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料・情報の収集、保存、展示により、後世代にその労苦を伝えていくため、厚労省が開設した国立の施設（H18年3月）。
- ・常設展示室における展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行う。

しょうけい館HP

<http://www.shokeikan.go.jp/top/index.html>



（依頼事項）

- 厚労省としては、昭和館・しょうけい館の来館者促進の広報に努めているところであるが、都道府県及び市区町村におかれても、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等にご配慮いただきたい。

社会・援護局 担当一覽

社会

課 名 : 総務課
担 当 : 総務係 小野 博史
電話(内線) : 5253-1111(2814)

課 名 : 保護課
担 当 : 総務係 猪狩 勝三
電話(内線) : 5253-1111(2824)

室 名 : 保護課自立推進・指導監査室
担 当 : 調整係 木村 有宏
電話(内線) : 5253-1111(2886)

課 名 : 地域福祉課
担 当 : 総務係 塩野 勝明
電話(内線) : 5253-1111(2853)

課 名 : 福祉基盤課
担 当 : 総務係 加藤 英樹
電話(内線) : 5253-1111(2863)

援護

課 室 名 : 援護企画課
担 当 : 庶務係 片山 和宏
電話(内線) : 5253-1111(3407)

課 室 名 : 援護企画課中国孤児等対策室
担 当 : 庶務係 星野 正司
電話(内線) : 5253-1111(3462)

課 室 名 : 援護企画課外事室
担 当 : 庶務係 渡邊 幸信
電話(内線) : 5253-111(3477)

課 室 名 : 援護課
担 当 : 庶務係 玉城 敦
電話(内線) : 5253-1111(3425)

課 室 名 : 援護課審査室
担 当 : 庶務係 長谷川 公子
電話(内線) : 5253-1111(3435)

課 室 名 : 業務課及び業務課調査資料室
担 当 : 庶務係 野口 一夫
電話(内線) : 5253-1111(3448)